

第 69 回 全国茶品評会開催要領

1 趣 旨

日本茶業の将来を展望し、茶生産の近代化と我が国茶業経営の一層の発展を図ることを目的として、全国の都府県から選抜出品された茶(荒茶)を対象として、第 69 回 全国茶品評会 (以下「品評会」という。)を開催する。

2 名 称

「第 69 回 全国茶品評会」

3 主 催

全国茶生産団体連合会・第 69 回全国お茶まつり静岡大会実行委員会 (以下「実行委員会」という。)

4 開催地

株式会社静岡茶市場
静岡県静岡市葵区北番町 94 TEL:054-271-4316

5 行事の会期及び場所

行 事	開 催 年 月 日	開 催 場 所
見本茶搬入	平成 27 年 7 月 14 日(火)～15 日(水)	株式会社静岡茶市場 (静岡市葵区)
審 査 会	平成 27 年 8 月 25 日(火)～28 日(金)	株式会社静岡茶市場 (静岡市葵区)
擬賞会議	平成 27 年 8 月 28 日(金)	株式会社静岡茶市場 (静岡市葵区)
入札販売会	平成 27 年 9 月 17 日(木)	株式会社静岡茶市場 (静岡市葵区)
褒賞授与式	平成 27 年 11 月 14 日(土)	静岡市民文化会館 (静岡市葵区)
出品茶展示	平成 27 年 11 月 14 日(土)	静岡市民文化会館 (静岡市葵区)

6 告知日

平成 27 年 7 月 1 日 (水)

7 出品者資格及び出品茶

- (1) 出品者の資格は、全国茶生産団体連合会に加盟する都府県にあって、茶栽培を行う荒茶生産農家及びその組織する団体でなければならない。
- (2) 品評会に出品できる茶は、平成 27 年度に生産された緑茶（荒茶。ただし、てん茶は仕立て茶）で、生産都府県の事前審査又は選抜を経たものとし、出品者資格を有する者が自ら生産したものでなければならない。
- (3) 品評会に出品できる茶は、都府県等が定める施肥・防除基準に沿って生産されたものでなければならない。
- (4) 生産履歴等（書式は問わない）を求められた場合は、すみやかに提出するものとする。
- (5) (1)～(4)について、条件を満たさない場合、受け付けしないものとする。

8 出品茶の種類、出品量目及び見本茶採取量

出品茶の種類、出品量目及び見本茶採取量は、次表の規定によるものとする。

（単位：kg）

区分	茶種		深蒸し煎茶	かぶせ茶	玉露	てん茶	蒸し製玉緑茶	釜炒り茶
	普通煎茶	10kg						
出品(規定)量目	10	4	4	4	4	4	4	4
見本茶採取量	1.0	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4

* 見本茶は、出品規定量目の中から採取する。

9 出品茶の摘採条件

出品茶の摘採条件は特に定めない。

但し、普通煎茶 10 kgは動力摘採機（いわゆる機械摘み）により摘採されたものでなければならない。

10 出品申込み及び出品点数等

(1) 出品申込み

出品申込みは、別記様式 1 号の申込書により各都府県又は茶業団体（以下「各都府県等」という。）で取りまとめ、各都府県等は別記様式 2 号の総括表を添付した物を郵送により、別記様式 2-2 号の内容を記録した電子データ(Excel ファイル)を電子メールにより、平成 27 年 7 月 10 日(金)までに実行委員会委員長（以下「実行委員長」という。）に申し込むものとする。

<メールアドレス> E-mail : CHAGYO@kei.ja-shizuoka.or.jp

（第 69 回 全国茶品評会事務局）

(2) 出品点数

① 普通煎茶(10 kg、4kg)・深蒸し煎茶・かぶせ茶・玉露・てん茶・蒸し製玉緑茶・釜炒り茶各 110 点

(3) 出品要請点数

① 各都府県別の出品要請点数は、別に定める手続きに則し決定された別表 1 のとおりとする。

② 出品都府県は出品要請点数を遵守する。

(4) 出品者の出品点数

出品者が各茶種部門に出品できる点数は、原則として同一経営者又は団体につき 1 点とする。

1 1 出品茶の搬入及び容器

(1) 出品茶は、各都府県等の指定する場所へ指定した日時までに搬入する。

(2) 出品茶の容器については、新品の防湿茶箱(木箱)又は、防湿内袋を使用したダンボール箱とし、出品茶 1 点 1 容器とする。

(3) 出品茶の容器には、茶種名・品種名及び出品者の住所氏名等を明記した別記様式 3 号の出品茶内容票を所定の位置に貼付する。

(4) 出品茶容器の中に防湿剤(脱酸素剤等)を入れた場合は、その旨と数量を記入する。

(5) 出品茶の容器・包装・荷造り及び運搬に要する経費は、出品者の負担とする。

1 2 出品茶の保管

(1) 出品茶の保管については、各都府県等が窒素充填や冷蔵庫保管等の最善の方法によって責任をもって行うものとする。

(2) 出品茶の保管に要する経費は、各都府県等が負担するものとする。

1 3 出品茶の確認

各都府県等は、都府県ごとに保管された出品茶について、各都府県等の責任において確認及び検量するものとする。

1 4 見本茶の採取、搬入及び容器

(1) 各都府県等は、出品茶から所定の見本茶量を 1 kg 用アルミラミネート袋(てん茶は 2kg 用を使用)に出品茶 1 点につき 1 袋採取する。

(2) 採取した見本茶は 14 の(1)に定める袋に入れ、茶種名・品種名・出品者住所・氏名等を記入した別記様式 4 号の見本茶票を貼り付ける。

(3) 各都府県等は、見本茶を一括して取りまとめ、ダンボール箱に入れて平成 27 年 7 月 14 日(火)あるいは 7 月 15 日(水)に下記の指定場所へ搬入する。(搬入日時に注意願います。)

なお、搬入受付時間は午前 10 時から午後 3 時までとする。

<搬入先>

指定場所 〒420-0005 静岡県静岡市葵区北番町 94 株式会社静岡茶市場

TEL : 054-271-4316 FAX : 054-272-3398

(4) 各都府県等は別記様式 5 号の出品茶確認結果とその内容を記録した電子データ(Excel ファイル)を 7 月 10 日(金)までに電子メールにより実行委員長あてに提出するものとする。

<メールアドレス> E-mail : CHAGYO@kei.ja-shizuoka.or.jp

(第 69 回 全国茶品評会事務局)

(5) 各都府県等は、見本茶採取後に見本茶採取者が確認し、捺印した別記様式 6 号の封印紙を出品茶箱に 2 ヶ所(防湿茶箱の場合は、蓋と本体にかけて 2 ヶ所、ダンボール箱の場合、上下各 1 ヶ所)貼り付ける。見本茶採取後の出品茶は「12 出品茶の保管」規定により保管し、入札販売に備える。

(6) 見本茶の容器、包装、荷造り及び運搬に要する経費については、各都府県等の負担とする。

1 5 見本茶の保管

見本茶の保管については、実行委員会事務局(以下「事務局」という。)が最善の注意をもって保管する。

ただし、不可抗力による損害については、事務局はその責を負わない。

1 6 審査用茶の採取

(1) 搬入受付された見本茶は、事務局が 1 点ごとに点検確認し、その中から所定の量目を審査用として採取する。

(2) 審査用茶を採取した見本茶は事務局に帰属し、審査・入札用等に用いる。

1 7 審査

(1) 出品茶の審査は、別に定める「第 69 回 全国茶品評会審査要領」により平成 27 年 8 月 25 日(火)～ 28 日(金)までの 4 日間実施する。

(2) 審査長、副審査長及び審査員は、全国茶生産団体連合会会長が委嘱又は依頼する。

18 展 示

出品茶については、見本茶を用いて平成 27 年 11 月 14 日(土)に褒賞授与式の会場にて公開展示する。

19 褒 賞

褒賞については、別に定める「第 69 回 全国茶品評会褒賞規程」により行うものとする。

20 参考品

所定の規定量目に満たない出品茶があった場合には、参考品として審査の対象とする。ただし、褒賞の対象とはしない。

21 出品茶の取扱い

出品茶は、見本茶採取量を除き別に定める「第 69 回全国茶品評会出品茶入札販売要領」に基づき、すべて入札販売に付し、その代金は各都府県等を経由して出品者に支払うものとする。

22 個人情報の利用目的

出品に伴う個人情報は法令を遵守して取り扱うこととし、品評会行事の遂行に必要な範囲で出品者、入札者、業務提携先等への提供に利用し、審査・入札結果に伴うデータは審査成績書により公開する。

なお、この利用目的に同意できない場合の出品は受け付けない。

23 農林水産祭への参加

この品評会は第 55 回農林水産祭参加行事として申請する。

24 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項については、実行委員長が別に定める。

(別表1)

第69回 全国茶品評会出品要請点数

茶種 都府県名	普通煎茶		深蒸し 煎茶	かぶせ 茶	玉露	てん茶	蒸し製 玉緑茶	釜炒り 茶	合計
	10kg	4kg							
茨城県		3	2						5
埼玉県	1	5	4		1	2			13
東京都		1							1
神奈川県	1	1							2
山梨県		1							1
静岡県	10	46	75	14	19	12		3	179
愛知県		2	1	6		20			29
三重県	5	6	10	28					49
滋賀県			3						3
京都府	3	8		36	36	65			148
兵庫県		3							3
奈良県	1	3		8		5			17
島根県		3							3
岡山県	1	1							2
山口県	1	3							4
香川県	1								1
福岡県	8	4		6	51	6			75
佐賀県		1					36	25	61
長崎県							20	2	22
熊本県		6					19	32	57
宮崎県	31	6					19	48	104
鹿児島県	47	12	18	12	3		16		108
合計	110	117	110	110	110	110	110	110	887

* (1)本表には、開催県の特別枠を含まない。

(2)普通煎茶4kg部門については、全都府県産地賞要件を最低限満たすよう特別に配慮して、出品要請点数が3点以上となるよう調整を行った。

第 69 回 全国茶品評会審査要領

- 1 第 69 回 全国茶品評会出品茶（以下「出品茶」という。）の審査は、この要領により行うものとする。
- 2 全国茶生産団体連合会会長（以下「会長」という。）は、出品茶の審査を行うため審査長、副審査長及び審査員を委嘱又は依頼する。
なお、審査員の委嘱又は依頼にあたっては原則として実務経験年数 3 年以上の者を対象とする。
- 3 出品茶の審査を行うため、審査長、副審査長及び審査員をもって審査会を構成する。
- 4 審査長は、審査を統括し、審査会を代表する。副審査長は、審査長を補佐する。
- 5 審査は、全国茶生産団体連合会が別に定めた「全国茶品評会基本要綱」の趣旨に基づき、各茶種の特質の良否及び内容等に重点を置き実施する。
- 6 審査日程及び審査分担については、予め第 69 回 全国お茶まつり静岡大会実行委員長が審査長に諮って定める。
- 7 審査方法
 - (1) 出品資格
 - ① 出品者は都府県等で取りまとめるものとする。
 - ② 都府県等は、茶の生産等の将来を展望して出品者の経営規模、農業生産上の位置づけ等を明確にできるようにしておくこと。
 - (2) 審査項目
 - ① 内質{香気・水色・滋味・から色（てん茶のみ）}
 - ② 外観
 - (3) 審査基準
審査基準は別に定める。
 - (4) 採点基準等
下記のとおりとする。

(単位：点)

茶 種	内 質				外 観	合 計
	香 気	水 色	滋 味	か ら 色		
普通煎茶(10kg)	75	30	75	—	20	200
普通煎茶(4kg)	75	30	75	—	20	200
深蒸し煎茶	70	30	80	—	20	200
かぶせ茶	70	30	70	—	30	200
玉露	65	30	65	—	40	200
てん茶	65	20	65	10	40	200
蒸し製玉緑茶	75	30	75	—	20	200
釜炒り茶	75	30	75	—	20	200

(5) 審査方法等

- ① 審査順序については、外観から始める。
- ② 外観審査の同点枠を拡大する。(ブロック化の方向)
- ③ 審査容器に付せんする審査番号については、予見を排除するため審査員に対し厳に秘するものとする。
なお、事務処理上等からのトラブルの可能性を排除するための措置を講ずる。
- ④ 同点内での順位付けはしない。また、次の内質審査に移行した場合、審査対象材はランダムに配列して審査する。
- ⑤ 審査番号は、第三者が決定し、番号により出品者が判明しないよう保管管理する。

(6) 審査器具等の統一

① 水色・滋味の審査

ア ネットカップと茶碗のセット方式とする。

イ ネットカップの規格及び浸出時間等

茶 種	規格 (メッシュ)	浸出時間
普通煎茶	18メッシュ	5分
深蒸し煎茶	18メッシュ	4分
かぶせ茶	18メッシュ	6分
玉露	18メッシュ	6分
てん茶	18メッシュ	5分
蒸し製玉緑茶	18メッシュ	5分
釜炒り茶	18メッシュ	5分

ウ 茶殻除去

すくい網のメッシュは#20 及び#40 とし、1 回目の茶殻の除去は#20 のすくい網を使用する。

② 香気の審査

ア すくい網と茶碗のセット方式とする。

イ すくい網は移動しない。

③ タイミングのとり方

計測器を使用する。

(7) 審査用の水の水質については下記の項目について予め出品都府県等担当事務局に明示する。

PH・硬度（カルシウム・マグネシウム）

8 審査結果の優劣は審査得点の合計により決定する。

なお、審査得点の合計が同点のときは、内質の得点の多いものを上位とする。

また、内質の得点が高点のときは、香気と滋味の合計が高点のものを上位として、以下、滋味の得点の多いもの、香気の得点の多いもの、水色の得点の多いものの順とする。

9 審査会においては、必要に応じて再審査を行うことができる。

10 審査長は、審査の結果を実行委員長に報告する。

11 出品茶及び審査に係わる疑義が生じた場合は、審査会において審議決定する。

12 審査関係者は、審査結果が公表されるまで、その内容審査に関する事項について審査長の許可なく部外に公表してはならない。

13 出品者は、審査の決定に対して異議を申し立てることはできない。

14 この要領に定めるもののほか、審査に必要な事項は別に定める。

第 69 回 全国茶品評会褒賞規程

1 擬賞会議

- (1) 第 69 回 全国お茶まつり静岡大会実行委員長（以下「実行委員長」という。）は、褒賞の選考を行うため、擬賞会議を開催する。
- (2) 擬賞会議は、実行委員長・全国茶生産団体連合会会長・審査長・副審査長及び審査員をもって構成する。
- (3) 実行委員長は擬賞会議を主催し、審査長の審査結果の報告に基づき協議し、成績優秀な者を 2 の規定に従い褒賞の授与を決定する。

2 褒 賞

賞の種類は、次の通りとする。

(1) 大会長賞

茶種ごとに成績優秀なものに対し、次のとおり褒賞する。

- 一等賞 出品点数の 5%以内
- 二等賞 出品点数の 10%以内
- 三等賞 出品点数の 15%以内

ただし、上記算定にあたって端数が生じた場合には四捨五入によって入賞点数を算定する。

また、一・二・三等のそれぞれの等賞のボーダーライン上において、同一順位のものがある場合は、審査会の合意により入賞枠を見直すことができる。

(2) 特別賞

茶種ごとに特に成績優秀な出品者に対しては、以下の特別賞の交付を申請する。

- ・ 農林水産大臣賞
- ・ 農林水産省生産局長賞
- ・ 公益社団法人日本茶業中央会会長賞
- ・ 全国茶生産団体連合会会長賞
- ・ 全国茶商工業協同組合連合会理事長賞

(3) 産地賞

(ア) 茶種ごとに成績優秀な市町村に対し褒賞する。

(イ) 産地賞は、茶種ごとに同一市町村から 3 点以上出品があり、審査成績の上位 3 点（ただし、(1)に該当するものに限る）の合計審査得点をもって決定し、最高得点を獲得した市町村に対し、別に定める「第 69 回 全国茶品評会審査会優勝旗授与及び保管要領」により優勝旗を授与する。

(ウ) 産地賞の対象は、平成 27 年 6 月 30 日時点での市町村とする。但し、平成 27 年 7 月 1 日以降褒賞授与式までに合併した市町村にあっては、合併後の市町村に授与するものとする。

(4) 適用除外

(ア) 参考品については、褒賞の対象としない。

(イ) 入賞者であって、「第 69 回 全国茶品評会開催要領」に違反して出品したことが判明した場合、又は、表彰後に違反が判明した場合、入賞を取り消す。

3 褒賞の授与

褒賞授与式は、平成 27 年 11 月 14 日(土)に開催する第 69 回全国お茶まつり静岡大会式典において行う。

第 69 回 全国茶品評会優勝旗授与及び保管要領

- 1 優勝旗は、普通煎茶 10kg・普通煎茶 4 kg・深蒸し煎茶・かぶせ茶・玉露・てん茶・蒸し製玉緑茶及び釜炒り茶を対象とし、茶種ごとの出品茶の審査成績が最優秀な市町村に授与する。
- 2 前項の最優秀市町村は、茶種ごとに同一市町村から 3 点以上の出品があり、審査成績の上位 3 点（ただし、褒賞対象のものに限る。）の合計審査得点をもって決定し、最高得点を得た市町村とする。

なお、同点市町村が複数の場合は、次により決定する。

 - (1) 一等入賞茶が 1 点の場合は、当該市町村を最高点とする。
 - (2) 一等入賞茶が 2 点の場合は、一等一席の市町村を最高点とする
 - (3) 一等入賞茶が 3 点で、その出品が 3 市町村の場合は、一等一席の市町村を最高点とし、その出品が 2 市町村の場合は、一等 2 点を得た市町村を最高点とする。
 - (4) 一等入賞茶が 4 点以上の場合は、一等一席に 100 点満点の 3 分の 1 を配当し、残余 3 分の 2 を残る一等入賞茶に均等配分し、市町村の得点を集計して最高点を決定する。

同点の場合は、最高位入賞茶を得た市町村とする。
- 3 優勝旗を授与された市町村は、次回の全国茶品評会が開催されるまでの期間、善良な管理者の注意をもって優勝旗を保管する。
- 4 前年度に優勝した市町村に記念品を贈る。
- 5 優勝旗は、全国茶生産団体連合会に帰属する。
- 6 この要領に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。